木の家ネット・埼玉 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、木の家ネット・埼玉 (きのいえねっと どっと さいたま)という。

(目的)

第2条 この会は、近くの山から産出される地域木材等を活用し、職人に受け継がれてきた技を現代に活かした長寿命で健康的な家づくりを会員それぞれが実践し、会員相互の協力によって、山の保全に対する啓発、良質な家づくりの普及、および地域まちづくりに貢献することを目的とする。

(事業の種類・活動の範囲)

- 第3条 この会は、「職人がつくる木の家ネット」の地域会と位置付け、第2条の目的を遂行するため、以下の事業を行う。
- (1) 近くの山の保全、家づくり、まちづくりに関する啓発活動
- (2) 近くの山の保全、家づくり、まちづくりに関する調査研究
- (3) 木の家ネット・埼玉のホームページの運営
- (4) その他、目的に合致する活動
- 2.この会の活動の範囲は埼玉県内を第 1 位とする。ただし、目的を実現するために県外での活動を阻むものではない。

第2章 会員

(会員の種類)

- 第3条 この会を構成する会員は、次の3種類とする。
- (1) 正会員 職人がつくる木の家ネットの埼玉県で登録された会員で、本会への参加意 思表明した者。
- (2) 副会員 職人がつくる木の家ネットの埼玉県以外で登録された会員で、本会への参加意思表明し、運営委員会の承認を得た者。
- (3) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、事業を賛助する法人、団体、個人で運営委員会の承認を得た者とする。

(会費・運営費)

- 第4条 この会の会員会費は、以下による。
- (1) 正・副会員 6,000 円/年
- (2) 賛助会員 一口 20,000 円/年
- 2.この会で行う事業の運営費は、事業単位で運営経費を算出し、その事業参加者による経費負担とする。

第3章 運営委員会

(運営委員会)

第5条 この会は、運営委員会の合議によって第3条による事業を遂行する。

(運営委員)

- 第6条 運営委員は以下の役員とする。
- (1) 運営委員長 1名
- (2) 運営副委員長 1~2名
- (3) 企画運営委員 3名以上
- (4) 会計 1名
- (5) 監査 1名

(選任及び任期)

第7条 第6条の役員は、運営委員会において選任する。

2.役員の任期は 1期2年とし、再任をさまたげない。

(運営委員会の開催)

- 第8条 運営委員会は運営委員の発議によって開催する。
- 2.運営委員会は運営委員5名以上の参加を原則とする。
- 3.会議の方式には電子会議を含むものとする。
- 4.開催は、事前に告知し、運営委員以外の会員の参加も妨げない。

第4章 総会

(総会の開催)

- 第9条 総会は、年1回以上の開催を原則とする。
- 2.総会は、運営委員会が必要と認めたときに開催し、活動の報告等を行う。

第5章 その他

(会員への情報伝達)

第 10 条 会員への情報伝達は、電子メール、メーリングリスト、ホームページでの告知 を原則とする。

(会則の変更等)

第 11 条 この会則の上記項目以外で会として必要な事項がある場合には、運営委員会で 定め、追加、変更を行うものとする。

付則 この会則は、平成 24 年 4 月 11 日より施行する。ただし、すでに活動していた平成 20 年からの事業も本会の事業として位置付ける。